

福岡県貸金業行政処分基準 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">福岡県貸金業行政処分基準</p> <p style="text-align: center;">(平成23年2月2日設定) (令和6年9月27日一部改正)</p> <p>貸金業法(昭和58年法律第32号。以下「法」という。)に基づく不利益処分(以下「処分」という。)については、この基準の定めるところによる。</p> <p>(業務改善命令)</p> <p>1 法第24条の6の3に基づく業務改善命令は、貸金業者が行う業務の運営方法及び内部管理体制が不十分な場合に、資金需要者の利益保護の観点から早急に業務を改善させる必要があり、かつ当該貸金業者の自主的な改善が見込まれないときに行うものとする。</p> <p>(業務停止処分)</p> <p>2 法第24条の6の4に基づく業務停止処分は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。</p> <p>(1) 法令違反の事実が確認された貸金業者が、口頭指導又は業務改善命令により業務改善の指導を受けた後においても、業務の改善がなされず、又は改善される見込みがないとき。</p> <p>(2) 業務改善のために相当の期間を要し、一定期間改善に専念させることが適当と認められるとき。</p> <p>(3) そのほか、処分を行わないことにより、法施行上、重大な支障が生ずると見込まれるとき。</p> <p>(業務停止処分量定)</p> <p>3 業務停止処分量定は、法に定める罰則の程度に応じて、下記により別表のとおりとする。</p> <p>(1) 法第47条の3の規定により2年以下の<b>拘禁刑</b>若しくは3百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することと定められる違反は、業務停止期間を90日とする。</p> <p>(2) 法第48条の規定により1年以下の<b>拘禁刑</b>若しくは3百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することと定められる違反は、業務停止期間を60日とする。</p> <p>(3) 法第49条の規定により百万円以下の罰金に処することと定められる違反は、業務停止期間を45日とする。</p> <p>(4) 法第50条の規定により50万円以下の罰金に処することと定められる違反は、業務停止期間を30日とする。</p> <p>(5) 法第51条の3第2項の規定により30万円以下の過料に処することと定められる違反及び法第52条の規定により10万円以下の過料に処することと定められる違反は、業務停止期間を15日とする。</p> <p>(6) 罰則規定が定められていない法違反については、罰則が規定されている同類の違反内容を参考に設定する。</p> <p>(停止処分の併合)</p> <p>4 業務の停止を命ずる事由が2以上ある場合は、各処分事由に係る業務停止期間の最も長い期間とする。</p>	<p style="text-align: center;">福岡県貸金業行政処分基準</p> <p>貸金業法(昭和58年法律第32号。以下「法」という。)に基づく不利益処分(以下「処分」という。)については、この基準の定めるところによる。</p> <p>(業務改善命令)</p> <p>1 法第24条の6の3に基づく業務改善命令は、貸金業者が行う業務の運営方法及び内部管理体制が不十分な場合に、資金需要者の利益保護の観点から早急に業務を改善させる必要があり、かつ当該貸金業者の自主的な改善が見込まれないときに行うものとする。</p> <p>(業務停止処分)</p> <p>2 法第24条の6の4に基づく業務停止処分は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。</p> <p>(1) 法令違反の事実が確認された貸金業者が、口頭指導又は業務改善命令により業務改善の指導を受けた後においても、業務の改善がなされず、又は改善される見込みがないとき。</p> <p>(2) 業務改善のために相当の期間を要し、一定期間改善に専念させることが適当と認められるとき。</p> <p>(3) そのほか、処分を行わないことにより、法施行上、重大な支障が生ずると見込まれるとき。</p> <p>(業務停止処分量定)</p> <p>3 業務停止処分量定は、法に定める罰則の程度に応じて、下記により別表のとおりとする。</p> <p>(1) 法第47条の3の規定により2年以下の<b>懲役</b>若しくは3百万円以下の罰金に処し又はこれを併科することと定められる違反は、業務停止期間を90日とする。</p> <p>(2) 法第48条の規定により1年以下の<b>懲役</b>若しくは3百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することと定められる違反は、業務停止期間を60日とする。</p> <p>(3) 法第49条の規定により百万円以下の罰金に処することと定められる違反は、業務停止期間を45日とする。</p> <p>(4) 法第50条の規定により50万円以下の罰金に処することと定められる違反は、業務停止期間を30日とする。</p> <p>(5) 法第51条の3第2項の規定により30万円以下の過料に処することと定められる違反及び法第52条の規定により10万円以下の過料に処することと定められる違反は、業務停止期間を15日とする。</p> <p>(6) 罰則規定が定められていない法違反については、罰則が規定されている同類の違反内容を参考に設定する。</p> <p>(停止処分の併合)</p> <p>4 業務の停止を命ずる事由が2以上ある場合は、各処分事由に係る業務停止期間の最も長い期間とする。</p>

改正後	改正前
<p>(常習違反加算)</p> <p>5 既往3年間に業務停止処分を受けた貸金業者に対する業務の停止を命ずる期間は、当該処分事由に係る前項の規定による期間に2を乗じて得た期間とする。</p> <p>(業務停止の範囲)</p> <p>6 業務停止処分の対象となる業務は、弁済の受領に関する業務、訴訟若しくは調停に応じる業務及び知事が特に必要と認めた業務を除くすべての業務とする。</p> <p>(業務停止処分の対象となる営業所)</p> <p>7 業務停止処分をすべての営業所等に対して行うか、又は当該違反行為を行った営業所等に対してのみ行うかは、個別の事例に即して判断するものとする。</p> <p>(登録の取消し)</p> <p>8 登録の取消しは、貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合にするものとする。</p> <p>(1) 法第24条の6の5第1項各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(2) 法第24条の6の6第1項各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(3) 既往1年間に、60日以上業務停止処分を受けた貸金業者が、当該行政処分の処分事由と同一の法令違反行為を繰り返し行ったとき。</p> <p>(4) 法第4条に規定する申請書又は、添付書類に虚偽の記載が判明したとき。</p> <p>(5) 法第6条第1項第13号から第15号までに該当すると判断した場合に、業務改善命令を行ったにもかかわらず改善されないとき、又は改善される見込みがないとき。(法第24条の6の4第1項第1号)</p> <p>(6) 法第6条第1項第16号に該当した場合および法第24条の6の4の第1項第12号における出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)第5条および第5条の3に違反した事実が認められ、資金需要者等の損害の程度が著しく重いと判断されるとき。</p> <p>(7) 法第24条の6の12第2項の規定に基づく非協会員に対する社内規則の作成等に関する命令について違反した事実が判明したとき。</p> <p>(8) 業務停止命令に違反したとき並びに業務停止命令と併せて発せられる業務改善命令に違反したとき。</p> <p>(9) 役員解任命令に違反したとき。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この基準は、平成23年2月2日から施行する。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この基準は、令和7年6月1日から施行する。</u></p>	<p>(常習違反加算)</p> <p>5 既往3年間に業務停止処分を受けた貸金業者に対する業務の停止を命ずる期間は、当該処分事由に係る前項の規定による期間に2を乗じて得た期間とする。</p> <p>(業務停止の範囲)</p> <p>6 業務停止処分の対象となる業務は、弁済の受領に関する業務、訴訟若しくは調停に応じる業務及び知事が特に必要と認めた業務を除くすべての業務とする。</p> <p>(業務停止処分の対象となる営業所)</p> <p>7 業務停止処分をすべての営業所等に対して行うか、又は当該違反行為を行った営業所等に対してのみ行うかは、個別の事例に即して判断するものとする。</p> <p>(登録の取消し)</p> <p>8 登録の取消しは、貸金業者が次の各号のいずれかに該当する場合にするものとする。</p> <p>(1) 法第24条の6の5第1項各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(2) 法第24条の6の6第1項各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(3) 既往1年間に、60日以上業務停止処分を受けた貸金業者が、当該行政処分の処分事由と同一の法令違反行為を繰り返し行ったとき。</p> <p>(4) 法第4条に規定する申請書又は、添付書類に虚偽の記載が判明したとき。</p> <p>(5) 法第6条第1項第13号から第15号までに該当すると判断した場合に、業務改善命令を行ったにもかかわらず改善されないとき、又は改善される見込みがないとき。(法第24条の6の4第1項第1号)</p> <p>(6) 法第6条第1項第16号に該当した場合および法第24条の6の4の第1項第12号における出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)第5条および第5条の3に違反した事実が認められ、資金需要者等の損害の程度が著しく重いと判断されるとき。</p> <p>(7) 法第24条の6の12第2項の規定に基づく非協会員に対する社内規則の作成等に関する命令について違反した事実が判明したとき。</p> <p>(8) 業務停止命令に違反したとき並びに業務停止命令と併せて発せられる業務改善命令に違反したとき。</p> <p>(9) 役員解任命令に違反したとき。</p>

## 改正後

## 改正前

別表

## 処分基準一覧表

関係条項	事由	停止期間 (日)	判断基準 (刑罰等)	
法第22条	債権証書の返還義務違反	15	10万円以下過料	
法第8条第1項	変更届出義務違反	30	50万円以下の罰金	
法第8条第3項	変更届の添付書類への虚偽記載			
法第10条第1項	廃業等の届出義務違反			
法第12条の4第2項	貸金業従業者名簿の作成・保存義務違反			
法第24条の6の2	開始等の届出義務違反、虚偽記載			
法第12条の2の2	指定紛争解決機関との契約締結義務違反	45	罰則無し(法第12条の3第1項違反と同様の違反行為)	
法第12条の3第1項	貸金業務取扱主任者の設置義務違反		100万円以下の罰金	
法第12条の3第4項	貸金業務取扱主任者の氏名を明らかにしなかった場合			
法第12条の4第1項	貸金業従業者証明書の携帯義務違反			
法第12条の8第6項	利息、保証料等に係る制限等義務違反 (保証契約締結前の保証業者への確認義務)		罰則無し(法第13条第4項違反と同様の違反行為)	
法第12条の8第7項	利息、保証料等に係る制限等義務違反 (保証業者への確認記録の保存義務)		45	100万円以下の罰金
法第13条第3項	個人顧客の資力を明らかにする書面等の徴求義務違反			
法第13条第4項	返済能力調査の記録作成・保存義務違反			
法第13条の3第3項	個人顧客の資力を明らかにする書面等の徴求義務違反			
法第13条の3第4項	法第13条の3第1項及び第2項の調査記録の作成・保存義務違反			
法第14条	貸付条件表の揭示義務違反及び虚偽記載			
法第19条	帳簿の備付け義務違反(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)			
法第19条の2	帳簿の閲覧及び謄写応諾義務違反(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)			
法第21条第2項	支払を催告する際の書面等の記載等義務違反(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)			
法第21条第3項	債権の取立ての際、貸金業者又は取立てを行う者の氏名等を明らかにしなかった場合(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)			
法第23条	標識の揭示義務違反	45	100万円以下の罰金	
法第24条第1項	債権譲渡の際の通知義務違反(第24条第2項において準用する場合を含む。)			
法第24条の2第1項	保証契約締結の際の通知義務違反(第24条の6において準用する場合を含む。)			
法第24条の3第1項	債務の弁済を委託する際の通知義務違反(第24条の6において準用する場合を含む。)			

別表

## 処分基準一覧表

関係条項	事由	停止期間 (日)	判断基準 (刑罰等)	
法第22条	債権証書の返還義務違反	15	10万円以下過料	
法第8条第1項	変更届出義務違反	30	50万円以下の罰金	
法第8条第3項	変更届の添付書類への虚偽記載			
法第10条第1項	廃業等の届出義務違反			
法第12条の4第2項	貸金業従業者名簿の作成・保存義務違反			
法第24条の6の2	開始等の届出義務違反、虚偽記載			
法第12条の2の2	指定紛争解決機関との契約締結義務違反	45	罰則無し(法第12条の3第1項違反と同様の違反行為)	
法第12条の3第1項	貸金業務取扱主任者の設置義務違反		100万円以下の罰金	
法第12条の3第4項	貸金業務取扱主任者の氏名を明らかにしなかった場合			
法第12条の4第1項	貸金業従業者証明書の携帯義務違反			
法第12条の8第6項	利息、保証料等に係る制限等義務違反 (保証契約締結前の保証業者への確認義務)		罰則無し(法第13条第4項違反と同様の違反行為)	
法第12条の8第7項	利息、保証料等に係る制限等義務違反 (保証業者への確認記録の保存義務)		45	100万円以下の罰金
法第13条第3項	個人顧客の資力を明らかにする書面等の徴求義務違反			
法第13条第4項	返済能力調査の記録作成・保存義務違反			
法第13条の3第3項	個人顧客の資力を明らかにする書面等の徴求義務違反			
法第13条の3第4項	法第13条の3第1項及び第2項の調査記録の作成・保存義務違反			
法第14条	貸付条件表の揭示義務違反及び虚偽記載			
法第19条	帳簿の備付け義務違反(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)			
法第19条の2	帳簿の閲覧及び謄写応諾義務違反(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)			
法第21条第2項	支払を催告する際の書面等の記載等義務違反(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)			
法第21条第3項	債権の取立ての際、貸金業者又は取立てを行う者の氏名等を明らかにしなかった場合(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)			
法第23条	標識の揭示義務違反	45	100万円以下の罰金	
法第24条第1項	債権譲渡の際の通知義務違反(第24条第2項において準用する場合を含む。)			
法第24条の2第1項	保証契約締結の際の通知義務違反(第24条の6において準用する場合を含む。)			
法第24条の3第1項	債務の弁済を委託する際の通知義務違反(第24条の6において準用する場合を含む。)			

関係条項	事由	停止期間 (日)	判断基準 (刑罰等)
法第24条の4第1項	保証等に係る求償権等を譲渡する際の通知義務違反(第24条の4第2項および第24条の6において準用する場合を含む。)	45	100万円以下罰金
法第24条の5第1項	受託弁済に係る求償権等を譲渡する際の通知義務違反(第24条の5第2項および第24条の6において準用する場合を含む。)		
法第24条の6の4第1項	第6条(登録の拒否要件)第1項に該当することとなったとき(第6条第1項第16号に該当する場合を除く。)		
法第41条の3第3項	法第41条の3第1項、第2項に関する記録の作成・保存		
法第41条の37	加入指定信用情報機関の公表義務違反	60	罰則無し(法第12条の3第1項違反と同様の違反行為)
法第12条の6第1項第1号	禁止行為(虚偽のことを告げ、又は貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げないことの禁止)		
法第12条の6第1項第3号	禁止行為(保証人となろうとする者に対し、主たる債務者が弁済することが確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為の禁止)		
法第12条の6第1項第4号	禁止行為(偽りその他不正又は著しく不当な行為の禁止)		
法第12条の7	生命保険契約等の締結に係る制限違反		
法第12条の8第1項	利息、保証料等に係る制限等義務違反(利息制限法第1条関係、上限利息を超える貸付け契約の禁止)		
法第12条の8第3項	利息、保証料等に係る制限等義務違反(利息制限法第9条関係、保証が有る場合の利息制限)		
法第12条の8第4項	利息、保証料等に係る制限等義務違反(利息制限法第1条関係、上限利息を超える利息の受領、要求の禁止)	60 (資金需要者等の損害の程度が著しく重いと判断される場合を除く。)	罰則無し(法第12条の6第1項第1号違反と同様の違反行為)
法第12条の8第5項	利息、保証料等に係る制限等義務違反(債務履行担保措置に係る契約(当該債務履行担保措置の対価として支払われる金銭の額を保証料の額と見なした場合に利息制限法8条により無効とされる部分を含むものに限る)の貸付契約の条件とすることの禁止)		
法第12条の8第8項	利息、保証料等に係る制限等義務違反(規則で定める保証契約(契約締結時において保証料の額又は保証料の主たる債務の元本に対する割合が確定していない保証料に係る契約として内閣府令で定めるものに該当するものに限る。))の締結を貸付条件とすることの禁止)		
法第12条の8第9項	利息、保証料等に係る制限等義務違反(保証業者と締結してはならない根保証契約の禁止)		
法第12条の8第10項	利息、保証料等に係る制限等義務違反(媒介による契約の更新時の手数料の受領の禁止)		

関係条項	事由	停止期間 (日)	判断基準 (刑罰等)
法第24条の4第1項	保証等に係る求償権等を譲渡する際の通知義務違反(第24条の4第2項および第24条の6において準用する場合を含む。)	45	100万円以下罰金
法第24条の5第1項	受託弁済に係る求償権等を譲渡する際の通知義務違反(第24条の5第2項および第24条の6において準用する場合を含む。)		
法第24条の6の4第1項	第6条(登録の拒否要件)第1項に該当することとなったとき(第6条第1項第16号に該当する場合を除く。)		
法第41条の3第3項	法第41条の3第1項、第2項に関する記録の作成・保存		
法第41条の37	加入指定信用情報機関の公表義務違反	60	罰則無し(法第12条の3第1項違反と同様の違反行為)
法第12条の6第1項第1号	禁止行為(虚偽のことを告げ、又は貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げないことの禁止)		
法第12条の6第1項第3号	禁止行為(保証人となろうとする者に対し、主たる債務者が弁済することが確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為の禁止)		
法第12条の6第1項第4号	禁止行為(偽りその他不正又は著しく不当な行為の禁止)		
法第12条の7	生命保険契約等の締結に係る制限違反		
法第12条の8第1項	利息、保証料等に係る制限等義務違反(利息制限法第1条関係、上限利息を超える貸付け契約の禁止)		
法第12条の8第3項	利息、保証料等に係る制限等義務違反(利息制限法第9条関係、保証が有る場合の利息制限)		
法第12条の8第4項	利息、保証料等に係る制限等義務違反(利息制限法第1条関係、上限利息を超える利息の受領、要求の禁止)	60 (資金需要者等の損害の程度が著しく重いと判断される場合を除く。)	罰則無し(法第12条の6第1項第1号違反と同様の違反行為)
法第12条の8第5項	利息、保証料等に係る制限等義務違反(債務履行担保措置に係る契約(当該債務履行担保措置の対価として支払われる金銭の額を保証料の額と見なした場合に利息制限法8条により無効とされる部分を含むものに限る)の貸付契約の条件とすることの禁止)		
法第12条の8第8項	利息、保証料等に係る制限等義務違反(規則で定める保証契約(契約締結時において保証料の額又は保証料の主たる債務の元本に対する割合が確定していない保証料に係る契約として内閣府令で定めるものに該当するものに限る。))の締結を貸付条件とすることの禁止)		
法第12条の8第9項	利息、保証料等に係る制限等義務違反(保証業者と締結してはならない根保証契約の禁止)		
法第12条の8第10項	利息、保証料等に係る制限等義務違反(媒介による契約の更新時の手数料の受領の禁止)		

関係条項	事由	停止期間 (日)	判断基準 (刑罰等)
法第13条第1項	返済能力調査義務違反	60	罰則無し(法第13条第2項違反と同様の違反行為)
法第13条第2項	指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務違反		1年以下 <b>拘禁刑</b> 300万円以下罰金
法第13条の2第1項	過剰貸付等の禁止		罰則無し(法第13条第2項違反と同様の違反行為)
法第13条の3第1項	基準額超過極度方式基本契約に係る調査義務違反		1年以下 <b>拘禁刑</b> 300万円以下罰金
法第13条の3第2項	規則で定める期間ごとの調査義務違反		罰則無し(法第13条第2項違反と同様の違反行為)
法第13条の4	基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置義務違反		1年以下 <b>拘禁刑</b> 300万円以下罰金
法第15条第1項	貸付条件の広告に関する表示義務違反及び虚偽表示		1年以下 <b>拘禁刑</b> 300万円以下罰金
法第15条第2項	貸付条件の広告又は書面・電磁記録を用いた勧誘行為での登録以外の連絡先等の表示又は記録		
法第16条第1項	誇大広告の禁止等 (貸付利率、貸付条件の表示・説明違反)		罰則無し(法第16条第1項違反と同様の違反行為)
法第16条第2項～第5項	誇大広告の禁止等 (第1項以外)		
法第16条の2第1項～第3項	契約締結前の書面交付義務違反、記載義務事項の無記載、虚偽記載(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)		1年以下 <b>拘禁刑</b> 300万円以下罰金
法第16条の3第1項	生命保険契約に係る同意前の書面の交付義務違反、記載義務事項の無記載、虚偽記載(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)		
法第17条第1項	貸付けに係る契約締結及び重要事項の変更時の書面の交付義務違反、記載義務事項の無記載、虚偽記載(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)		
法第17条第2項	極度方式基本契約締結及び重要事項の変更時の書面の交付義務違反、記載義務事項の無記載、虚偽記載(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)		
法第17条第3項	保証契約締結及び重要事項の変更時の書面の交付義務違反、記載義務事項の無記載、虚偽記載(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)		
法第17条第4項	保証契約締結、貸付契約締結及びそれらの契約に係る重要事項の変更時の保証人に対する貸付け内容に係る書面の交付義務違反、記載義務事項の無記載、虚偽記載(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)		

関係条項	事由	停止期間 (日)	判断基準 (刑罰等)
法第13条第1項	返済能力調査義務違反	60	罰則無し(法第13条第2項違反と同様の違反行為)
法第13条第2項	指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務違反		1年以下 <b>懲役</b> 300万円以下罰金
法第13条の2第1項	過剰貸付等の禁止		罰則無し(法第13条第2項違反と同様の違反行為)
法第13条の3第1項	基準額超過極度方式基本契約に係る調査義務違反		1年以下 <b>懲役</b> 300万円以下罰金
法第13条の3第2項	規則で定める期間ごとの調査義務違反		罰則無し(法第13条第2項違反と同様の違反行為)
法第13条の4	基準額超過極度方式基本契約に係る必要な措置義務違反		1年以下 <b>懲役</b> 300万円以下罰金
法第15条第1項	貸付条件の広告に関する表示義務違反及び虚偽表示		1年以下 <b>懲役</b> 300万円以下罰金
法第15条第2項	貸付条件の広告又は書面・電磁記録を用いた勧誘行為での登録以外の連絡先等の表示又は記録		
法第16条第1項	誇大広告の禁止等 (貸付利率、貸付条件の表示・説明違反)		罰則無し(法第16条第1項違反と同様の違反行為)
法第16条第2項～第5項	誇大広告の禁止等 (第1項以外)		
法第16条の2第1項～第3項	契約締結前の書面交付義務違反、記載義務事項の無記載、虚偽記載(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)		1年以下 <b>懲役</b> 300万円以下罰金
法第16条の3第1項	生命保険契約に係る同意前の書面の交付義務違反、記載義務事項の無記載、虚偽記載(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)		
法第17条第1項	貸付けに係る契約締結及び重要事項の変更時の書面の交付義務違反、記載義務事項の無記載、虚偽記載(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)		
法第17条第2項	極度方式基本契約締結及び重要事項の変更時の書面の交付義務違反、記載義務事項の無記載、虚偽記載(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)		
法第17条第3項	保証契約締結及び重要事項の変更時の書面の交付義務違反、記載義務事項の無記載、虚偽記載(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)		
法第17条第4項	保証契約締結、貸付契約締結及びそれらの契約に係る重要事項の変更時の保証人に対する貸付け内容に係る書面の交付義務違反、記載義務事項の無記載、虚偽記載(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)		

関係条項	事由	停止期間 (日)	判断基準 (刑罰等)
法第17条第5項	極度方式保証契約締結及び重要事項の変更時の保証人に対する極度方式基本契約内容の書面の交付義務違反、記載義務事項の無記載、虚偽記載（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。）	60	1年以下拘禁刑 300万円以下罰金
法第18条第1項	受取証書の交付義務違反、記載義務事項の無記載、虚偽記載（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。）		
法第20条第1項	特定公正証書の作成を公証人に囑託することを代理人に委任することを証する書面の取得禁止違反 （第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。）		
法第20条第2項	特定公正証書の作成を公証人に対し囑託することを代理人に委任する際、その代理人の選任に関し、その選任に關与することの禁止違反 （第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。）		
法第20条第3項	特定公正証書の作成を公証人に囑託する際の事前の書面交付（記載義務事項の無記載、虚偽記載）及び説明義務違反（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。）		
法第20条の2第1項第1号	公的給付に係る預金通帳等の引渡し要求及びその保管の制限違反（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。）		
法第20条の2第1項第2号	特定受給権者の公的給付に係る金融機関に対する債権の弁済の委託を求める行為の制限違反（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。）		
法第24条第3項	債権の譲渡又は取立ての委託を行う場合において、その相手方が取立制限者であることを知りながら譲渡等を行ったとき		
法第24条の2第3項	貸付けに係る保証契約締結する場合において、その相手方が取立制限者であることを知りながら締結したとき。		
法第24条の3第3項	貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託する場合において、その相手方が取立制限者であることを知りながら委託したとき。		
法第24条の6の3第1項	業務改善命令違反		

関係条項	事由	停止期間 (日)	判断基準 (刑罰等)
法第17条第5項	極度方式保証契約締結及び重要事項の変更時の保証人に対する極度方式基本契約内容の書面の交付義務違反、記載義務事項の無記載、虚偽記載（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。）	60	1年以下懲役 300万円以下罰金
法第18条第1項	受取証書の交付義務違反、記載義務事項の無記載、虚偽記載（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。）		
法第20条第1項	特定公正証書の作成を公証人に囑託することを代理人に委任することを証する書面の取得禁止違反 （第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。）		
法第20条第2項	特定公正証書の作成を公証人に対し囑託することを代理人に委任する際、その代理人の選任に関し、その選任に關与することの禁止違反 （第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。）		
法第20条第3項	特定公正証書の作成を公証人に囑託する際の事前の書面交付（記載義務事項の無記載、虚偽記載）及び説明義務違反（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。）		
法第20条の2第1項第1号	公的給付に係る預金通帳等の引渡し要求及びその保管の制限違反（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。）		
法第20条の2第1項第2号	特定受給権者の公的給付に係る金融機関に対する債権の弁済の委託を求める行為の制限違反（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。）		
法第24条第3項	債権の譲渡又は取立ての委託を行う場合において、その相手方が取立制限者であることを知りながら譲渡等を行ったとき		
法第24条の2第3項	貸付けに係る保証契約締結する場合において、その相手方が取立制限者であることを知りながら締結したとき。		
法第24条の3第3項	貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託する場合において、その相手方が取立制限者であることを知りながら委託したとき。		
法第24条の6の3第1項	業務改善命令違反		

関係条項	事由	停止期間 (日)	判断基準 (刑罰等)
法第24条の6の4第1項第4号	債権譲渡等をした場合において、次の場合のいずれにも該当することになった場合 イ 債権の譲受人が取立て制限者であることを知らなかったことを証明できなかったとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が債権譲渡等を受けることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかったとき ロ 債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後債権譲渡を受けた取立て制限者が、取立てをするに当たり、法第21条第1項（第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違		罰則無し（法第24条第3項違反と同様の違反行為）
法第24条の6の4第1項第6号	保証業者と貸付に係る契約を締結した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなったとき。 イ 保証業者が取立て制限者であることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかったとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかったとき。 ロ 保証契約の締結を行った取立て制限者又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が、保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり		罰則無し（法第24条の2第3項違反と同様の違反行為）
法第24条の6の4第1項第8号	貸付の契約に基づく債務の弁済を他人に委託した場合において、次の場合のいずれかにも該当することとなったとき。 イ 受託弁済者が取立て制限者であることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかったとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかったとき。 ロ 受託弁済に係る求償権等を取得した取立て制限者又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後受託弁済に係る 求償権等の債権	60	罰則無し（法第24条の3第3項違反と同様の違反行為）
法第24条の6の4第1項第9号	債権の譲受人が、政令で定める密接な関係を有する場合において、債権の譲受人が、取立てをするに当たり、第21条第1項（第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであって、このような行為を行わないように相当の注意を払ったことを証明できなかったとき。		罰則無し（法第24条第3項違反と同様の違反行為）
法第24条の6の4第1項第10号	保証業者が政令で定める密接な関係有する場合において、保証業者が求償権の取立てをするに当たり、第24条の2第2項において準用する第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。		罰則無し（法第24条の2第3項違反と同様の違反行為）

関係条項	事由	停止期間 (日)	判断基準 (刑罰等)
法第24条の6の4第1項第4号	債権譲渡等をした場合において、次の場合のいずれにも該当することになった場合 イ 債権の譲受人が取立て制限者であることを知らなかったことを証明できなかったとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が債権譲渡等を受けることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかったとき ロ 債権譲渡等を受けた取立て制限者又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後債権譲渡を受けた取立て制限者が、取立てをするに当たり、法第21条第1項（第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違		罰則無し（法第24条第3項違反と同様の違反行為）
法第24条の6の4第1項第6号	保証業者と貸付に係る契約を締結した場合において、次の場合のいずれにも該当することとなったとき。 イ 保証業者が取立て制限者であることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかったとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が保証等に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかったとき。 ロ 保証契約の締結を行った取立て制限者又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が、保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり		罰則無し（法第24条の2第3項違反と同様の違反行為）
法第24条の6の4第1項第8号	貸付の契約に基づく債務の弁済を他人に委託した場合において、次の場合のいずれかにも該当することとなったとき。 イ 受託弁済者が取立て制限者であることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかったとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が受託弁済に係る求償権等の債権譲渡等を受けることを知らなかったことにつき相当の理由があることを証明できなかったとき。 ロ 受託弁済に係る求償権等を取得した取立て制限者又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後受託弁済に係る 求償権等の債権	60	罰則無し（法第24条の3第3項違反と同様の違反行為）
法第24条の6の4第1項第9号	債権の譲受人が、政令で定める密接な関係を有する場合において、債権の譲受人が、取立てをするに当たり、第21条第1項（第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであって、このような行為を行わないように相当の注意を払ったことを証明できなかったとき。		罰則無し（法第24条第3項違反と同様の違反行為）
法第24条の6の4第1項第10号	保証業者が政令で定める密接な関係有する場合において、保証業者が求償権の取立てをするに当たり、第24条の2第2項において準用する第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したとき。		罰則無し（法第24条の2第3項違反と同様の違反行為）

関係条項	事由	停止期間 (日)	判断基準 (刑罰等)		
法第24条の6の4第1項第1号	受託弁済者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、受託弁済者が求償権等の取立てをすることを当たり、第24条の3第2項において準用する第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように相当の注意を払ったことを証明できなかったとき。	60	罰則無し(法第24条の3第3項違反と同様の違反行為)  1年以下 <b>拘役</b> 300万円以下罰金		
法第24条の6の9	事業報告書提出義務違反				
法第24条の6の10第1項	業務に関する報告書提出義務違反、虚偽の記載(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項において準用する場合を含む)				
法第24条の6の10第2項	保証・委託業者に係る業務に関する報告書提出義務違反、虚偽の記載(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項において準用する場合を含む)				
法第24条の6の10第3項	検査員に対する虚偽答弁、検査拒否・忌避(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項において準用する場合を含む)				
法第24条の6の10第4項	保証・委託業者に係る検査に関しての検査員に対する虚偽答弁、検査拒否・忌避(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項において準用する場合を含む)				
法第41条の35	指定信用情報機関への情報提供義務違反				
法第41条の36第1項	指定信用情報機関から情報提供を受けることに係る同意取得義務違反				
法第41条の36第2項	契約締結時に、指定信用情報機関に対し情報提供することに係る同意取得義務違反				
法第11条第3項	貸金業者登録簿に登録された営業所以外の営業所等での貸金業の営業			90	2年以下 <b>拘役</b> 300万円以下罰金  罰則無し(法第41条第38項違反と同様の違反行為)  2年以下 <b>拘役</b> 300万円以下罰金
法第12条の2	貸金業務に関しての個人情報の適切な取扱い及び業務を第三者に委託する際の的確な業務運営に関する措置義務違反				
法第21条第1項	取立て行為の規制違反(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)				
法第41条の38第1項	信用情報の目的外使用等の禁止違反				
法第41条の38第2項	信用情報の加入業者でなくなった場合の信用情報の使用等の禁止違反				
法第13条第5項	極度方式基本契約の極度額の増額について、法第13条第1項から第4項の規定を準用	準用法令の各条項による	同左		

関係条項	事由	停止期間 (日)	判断基準 (刑罰等)		
法第24条の6の4第1項第1号	受託弁済者が当該貸金業者と政令で定める密接な関係を有する場合において、受託弁済者が求償権等の取立てをすることを当たり、第24条の3第2項において準用する第21条第1項の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したときであつて、このような行為を行わないように相当の注意を払ったことを証明できなかったとき。	60	罰則無し(法第24条の3第3項違反と同様の違反行為)  1年以下 <b>懲役</b> 300万円以下罰金		
法第24条の6の9	事業報告書提出義務違反				
法第24条の6の10第1項	業務に関する報告書提出義務違反、虚偽の記載(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項において準用する場合を含む)				
法第24条の6の10第2項	保証・委託業者に係る業務に関する報告書提出義務違反、虚偽の記載(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項において準用する場合を含む)				
法第24条の6の10第3項	検査員に対する虚偽答弁、検査拒否・忌避(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項において準用する場合を含む)				
法第24条の6の10第4項	保証・委託業者に係る検査に関しての検査員に対する虚偽答弁、検査拒否・忌避(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項において準用する場合を含む)				
法第41条の35	指定信用情報機関への情報提供義務違反				
法第41条の36第1項	指定信用情報機関から情報提供を受けることに係る同意取得義務違反				
法第41条の36第2項	契約締結時に、指定信用情報機関に対し情報提供することに係る同意取得義務違反				
法第11条第3項	貸金業者登録簿に登録された営業所以外の営業所等での貸金業の営業			90	2年以下 <b>懲役</b> 300万円以下罰金  罰則無し(法第41条第38項違反と同様の違反行為)  2年以下 <b>懲役</b> 300万円以下罰金
法第12条の2	貸金業務に関しての個人情報の適切な取扱い及び業務を第三者に委託する際の的確な業務運営に関する措置義務違反				
法第21条第1項	取立て行為の規制違反(第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項において準用する場合を含む。)				
法第41条の38第1項	信用情報の目的外使用等の禁止違反				
法第41条の38第2項	信用情報の加入業者でなくなった場合の信用情報の使用等の禁止違反				
法第13条第5項	極度方式基本契約の極度額の増額について、法第13条第1項から第4項の規定を準用	準用法令の各条項による	同左		